

## 議案第3号

### 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について（弥富市決定）

「名古屋都市計画生産緑地地区」を下記の理由により次のように変更する。

#### 記

生産緑地法第10条の主たる従事者の農林漁業に従事することを不可能にさせる故障による制限解除に基づき、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである。

名古屋都市計画生産緑地地区の変更（弥富市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 3.2 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

市街化区域に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである。

## 変更状況調書 弥富市決定

### 生産緑地地区の一団数及び面積

	変更前	増 減	変更後
一団数	29 団地	- 2 団地	27 団地
面 積	3.4 h a (33,557 m <sup>2</sup> )	- 0.2 h a (1,720 m <sup>2</sup> )	3.2 h a (31,837 m <sup>2</sup> )

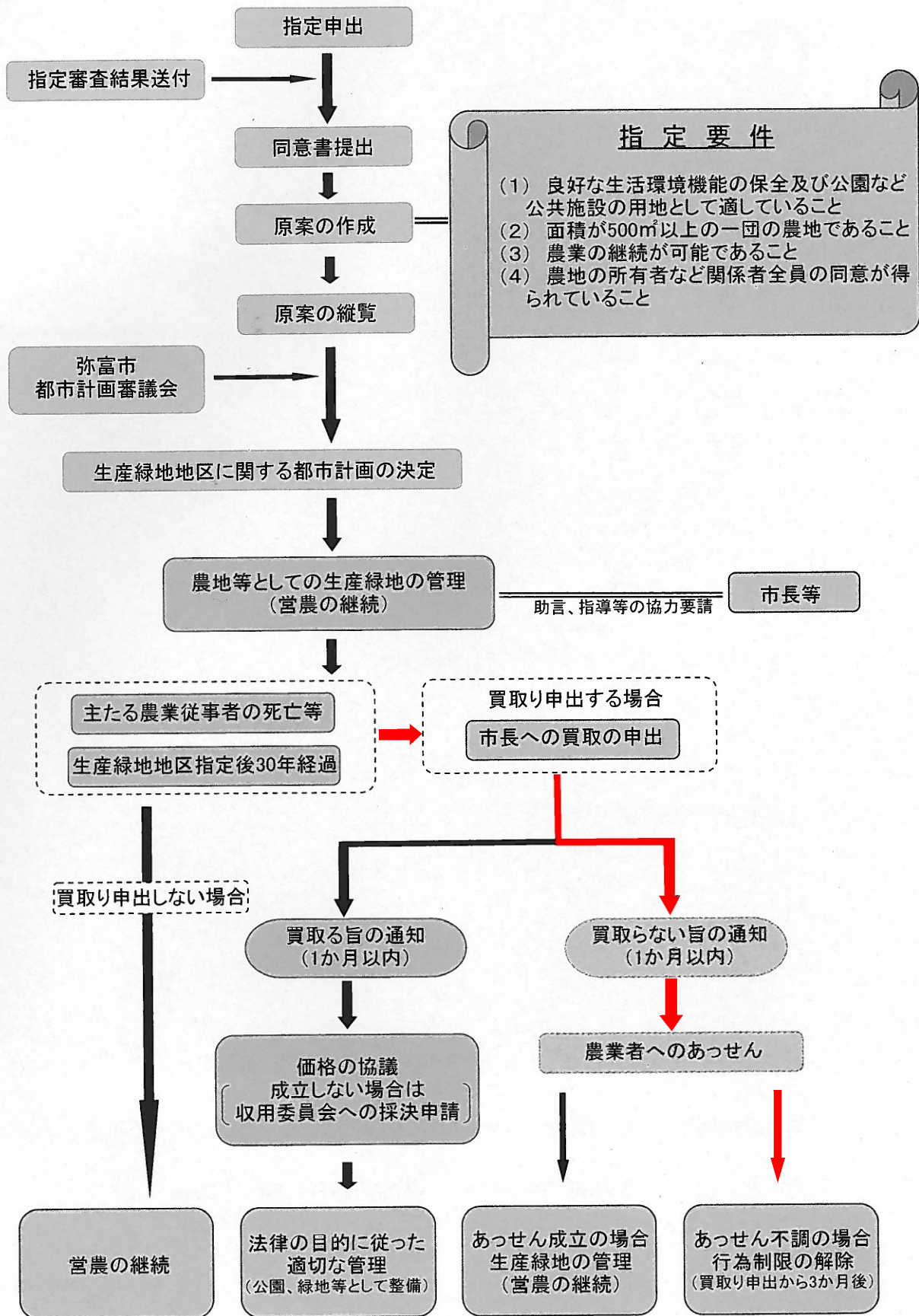
### 箇所別調書

一団番号		変更面積	理由番号	理 由
3-2	除 外	- 937 m <sup>2</sup>	4-①	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障による制限解除
3-3	除 外	- 783 m <sup>2</sup>	4-①	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障による制限解除
	除外 (減)	- 1,720 m <sup>2</sup>		
	指定 (増)	—		
	合 計	- 1,720 m <sup>2</sup>		

名古屋都市計画生産緑地地区の変更（弥富市決定）の策定の経緯

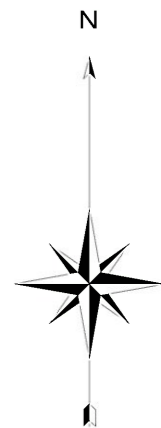
事 項	時 期	備 考
事 前 協 議	令和3年 3月15日	
事前協議の回答	令和3年 3月23日	
計 画 案 の 縦 覧	令和3年 6月14日から 令和3年 6月28日まで	意見書の提出の（有・ <input type="checkbox"/> 無）
市町村都市計画審議会	令和3年10月13日	
知 事 協 議	令和3年10月下旬	以下予定
知 事 回 答	令和3年11月中旬	
決 定 告 示	令和3年11月下旬	

# 生産緑地地区の全体の仕組み



総括図

縮尺 1/15,000  
都市計画区域名 名古屋都市計画  
市町村名 弥富市



2-1

2-2

2-3

2-5

2-6

2-4

2-7

2-8

2-9

2-10

2-11

2-12

1-1

1-2

1-4

1-3

3-9

3-2

3-3

3-11

3-12

3-13

3-4

3-5

3-6

3-7

3-8

3-17

3-16

0 200 400 600 800 1000m

1:15,000

凡例

- 市街化区域境界線
- 既存の生産緑地地区
- 除外する生産緑地地区



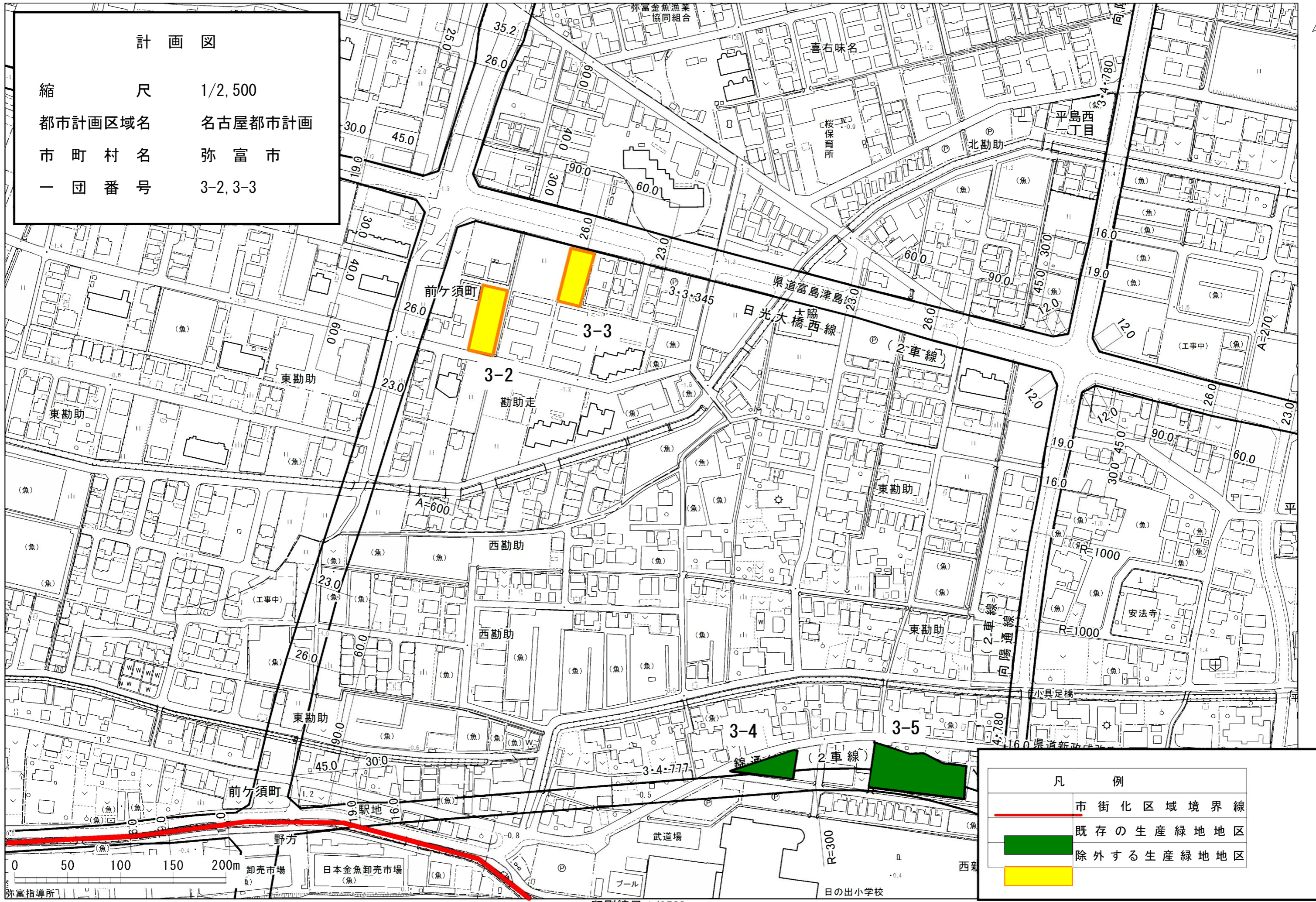
計 画 図

縮 尺 1/2,500

都市計画区域名 名古屋都市計画

市 町 村 名 弥 富 市

一 団 番 号 3-2, 3-3



凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区